

日本造血・免疫細胞療法学会造血細胞移植コーディネーター(HCTC)認定制度規則

2016 年 11 月 20 日制定
2017 年 4 月 23 日第一回改定
2018 年 12 月 12 日第二回改定
2020 年 8 月 2 日第三回改定
2022 年 7 月 31 日第四回改定

■第1章 目的と総則

第1条(目的)

一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会(以下本学会)では、造血細胞移植の透明性、安全性、公平性、公正性、倫理性を確保し、より多くの人々が高い水準の造血細胞移植医療の恩恵を受けることを可能とするために、「造血細胞移植が行われる過程の中で、ドナーの善意を生かしつつ、移植医療関係者や関連機関との円滑な調整を行うとともに、患者・ドナー及びそれぞれの家族の支援を行い、倫理性の担保、リスクマネジメントにも貢献する専門職」を造血細胞移植コーディネーター(Hematopoietic Cell Transplant Coordinator, 以下 HCTC)と定め、HCTC として適切な人材を育成し、HCTC の理念と活動を造血細胞移植医療の現場に普及するために本認定制度を発足させる。

第2条(総則)

本制度の運用および管理は、本学会内に設置される造血細胞移植コーディネーター委員会(以下、HCTC 委員会)があたり、HCTC 委員会は第1条の目的を達するために、本学会の定める HCTC の業務にかかわる広報研修事業および認定審査事業を行う。

■第2章 認定 HCTC の種類と講習制度

第3条(認定 HCTC の種類)

- 1 HCTC 業務を行うために必要な知識、技能、経験を有し、本学会が定める資格要件と審査基準を満たす者を「一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会認定 HCTC」(以下、認定 HCTC)として認定する。
- 2 認定 HCTC のうち、HCTC 業務に専従しており、HCTC として十分な経験と能力を有し、本学会の定める資格要件と審査基準を満たす者を「一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会認定専門 HCTC」(以下、専門 HCTC)として認定する。
- 3 本条第2項の専従とは、専ら HCTC としての業務に従事していることとし、本学会の定める HCTC としての業務に週に4日以上かつ就業時間の80%以上携わっていることをいう。

第4条(認定講習)

- 1 認定 HCTC に必要な知識と技能の適切な教育を行うため、講習制度を設ける。
- 2 HCTC としての活動を予定している者、HCTC としての実務経験を有している者を対象に、HCTC として必要な知識の習得を目的として HCTC 認定講習Ⅰを実施する。
- 3 特に HCTC としての実務経験を通算1年以上有し、患者事例5件、血縁ドナー3例以上を含むドナー事例5件以上(小児の移植例のみを対象として行っている場合には、患者事例2件以上、小児ドナー1件以上を含む血縁ドナー事例2例以上)のコーディネート経験を有する者を対象に、HCTC としての技能の向上を目的として HCTC 認定講習Ⅱを実施する。
- 4 認定講習の受講料は、別にこれを定める。

■第3章 認定要件

第5条(認定 HCTC・専門 HCTC 申請要件)

- 1 認定 HCTC の資格認定を受けようとする者は、以下の各号に掲げる事項をすべて満たさなければならない。
 - (1) 本学会が主催する HCTC 研修会、または HCTC 認定講習Ⅰの修了証を有すること
 - (2) 本学会が主催する HCTC 認定講習Ⅱの修了証を有すること
 - (3) HCTC としての実務経験を通算 2 年以上有すること
 - (4) HCTC として患者事例 15 件以上、ドナー事例 15 件以上(ドナー事例の 1/3 以上は血縁ドナーとする)のコーディネート実務経験を有すること、あるいは専ら小児の移植例のみのコーディネートを行っている場合には、患者事例 8 件以上、ドナー事例 8 件以上(同胞ドナー 3 件以上を含む)の実務経験を有すること なお、本委員会が定める研修施設における HCTC 認定研修を修了している場合には、別に定めるコーディネート実務件数を有すること
 - (5) 本学会会員歴 2 年以上の会員であり、申請時点で 年会費を完納していること
- 2 専門 HCTC の資格認定を受けようとする者は、以下の各号に掲げる事項をすべて満たさなければならない。
 - (1) 認定 HCTC の資格を取得していること
 - (2) 認定 HCTC の資格取得時以降、HCTC としての専従実務経験を通算 5 年以上有すること
 - (3) 認定 HCTC の資格取得時以降、患者事例 30 件以上、血縁ドナー 15 件以上を含むドナー事例 30 件以上の HCTC としてのコーディネート実務経験を有すること
 - (4) 申請時点から過去 5 年以内に、本学会学術総会および学術総会中に開催される認定更新セミナー(あるいはブラッシュアップ研修会)に 3 回以上参加していること
 - (5) 認定 HCTC の資格取得後も継続して本学会の会員であり、申請時点で年会費を完納していること
- 3 本学会 HCTC 委員会が特別に正当な理由があると認めたときには、本学会理事会の承認のもと、本条第 1 項、第 2 項の各号に掲げるすべての要件を満たさなくとも認定 HCTC、専門 HCTC の申請をすることができる。
- 4 本制度に基づく認定 HCTC、専門 HCTC の認定審査にかかわる審査料・登録料については、本学会が別に定める。

□第6条(申請方法)

- 1 認定 HCTC、専門 HCTC の認定申請は年に 1 回の申請受付期間を設け、この期間内のみ申請を受け付ける。
- 2 HCTC 委員会は、申請受付開始日の 1 ヶ月前までに申請受付期間を本学会 HP に公開する。
- 3 前項の申請受付期間外であっても、特別に正当な理由があると HCTC 委員会が認め、理事会で承認された場合には、申請を受け付けることができる。
- 4 認定 HCTC の認定審査を希望する者は、申請受付期間内に、以下の各号に掲げる書類を HCTC 委員会に提出する。
 - (1) 認定申請書(書式については本学会が別に定める)
 - (2) 2011 年(平成 23 年)から 2014 年(平成 26 年)までに開催された HCTC 研修会の修了証の写し、または 2015 年度(平成 27 年度)以降の HCTC 認定講習Ⅰの修了証の写し
 - (3) HCTC 認定講習Ⅱの修了証の写し
 - (4) 所属施設責任者による実務経験期間の証明書(書式については本学会が別に定める)
 - (5) 実施業務報告書(書式については本学会が別に定める)
 - (6) HCTC として介入した事例のうち、患者、血縁ドナー各 2 事例についての報告書(書式については本学会が別に定める)
 - (7) 認定審査料の送金を証明する書類の写し
- 5 専門 HCTC の認定審査を希望する者は、申請受付期間内に、以下の各号に掲げる書類を HCTC 委員会に提出する。
 - (1) 認定 HCTC 認定証の写し
 - (2) 認定申請書(書式については本学会が別に定める)

- (3) 本学会の HCTC 育成事業への協力にかかわる誓約書
- (4) 所属施設責任者による専従実務経験期間の証明書（書式については本学会が別に定める）
- (5) 所属施設責任者あるいは本学会理事による推薦書
- (6) 申請日から過去 5 年以内における本学会学術総会および認定更新セミナー（あるいはブラッシュアップ研修会）への 3 回以上の参加を証明する書類の写し
- (7) 認定 HCTC の資格取得後に HCTC として介入した事例のうち、患者、ドナーの各 3 事例についての報告書（書式については本学会が別に定める）
- (8) 認定審査料の送金を証明する書類の写し

■ 第 4 章 認定審査

第 7 条（認定審査委員会）

- 1 認定 HCTC、専門 HCTC の認定審査を行うために HCTC 認定審査委員会を設置する。
- 2 認定審査委員会は HCTC 委員会委員長が指名する HCTC 委員会委員 5 名程度と、本学会理事会が指名する HCTC 委員会外部の委員若干名により構成し、その任期は 1 年とする。
- 3 認定審査委員会の委員長は HCTC 委員会の委員長が兼任する。
- 4 認定審査委員会及びその関係者は、審査の過程で入手した本学会会員の個人情報および申請内容に関する一切の情報を守秘する義務を有する。

第 8 条（審査方法）

- 1 認定 HCTC の資格審査は、本規約第 6 条第 4 項に定める申請書類の審査と、HCTC としての知識・技能・経験を評価するための筆記試験・口頭試験等によって実施する。
- 2 専門 HCTC の資格審査は、本規約第 6 条第 5 項に定める申請書類の審査と、HCTC の教育にかかわる知識・技能を評価するための口頭試験等によって実施する。
- 3 審査の可否は、書類審査および本条第 1 項、第 2 項に定める試験の結果を総合して認定審査委員の合議により判定される。
- 4 本条第 1 項・第 2 項に定める筆記試験・口頭試験等の実施方法および受験者の評価基準については、十分な客観性と公平性を担保できるように別にこれを定める。
- 5 本条第 3 項に定める審査可否判定の基準については、十分な客観性と公平性を担保できるように別にこれを定めるが、特に申請者の関係者とみなされる委員、または自己申告に基づき特定の申請者の審査に関わることが適切でないと考えられる委員は、判定の合議に参加できない。
- 6 なお、認定審査委員会は、申請者からの異議申し立てに備え、申請者からの提出書類を申請日から 2 年間保管するが、提出書類は認定審査、ならびに異議申し立てに対する対応の目的のみに使用され、その他のいかなる目的においても使用、閲覧することはできない。
- 7 認定 HCTC、専門 HCTC の資格審査の過程で、申請者の不正行為が判明した場合には、申請を受理せず、以後の申請を認めない。

第 9 条（審査結果の通知・登録）

- 1 認定審査委員会は審査可否の判定が終了次第、その結果を HCTC 委員会に報告する。
- 2 HCTC 委員会は認定審査委員会による審査可否判定の結果の妥当性について審議を行い、審議の終了後は可及的速やかに理事会に答申する。
- 3 HCTC 委員会は認定審査委員会による審査可否判定の結果に異議がある場合、認定審査委員会に再審査を一回まで依頼することができる。
- 4 HCTC 委員会での審査結果について、理事会での承認が得られた場合には、本学会理事長は、認定者に対して認定証を交付するとともに認定 HCTC、専門 HCTC として登録し、電磁的方法をもって公示する。
- 5 HCTC 委員会での審査結果について、理事会での承認が得られなかった場合には、当該の申請者の可否については本学会理事長の判断によって決定する。

- 6 審査結果は、本学会から申請者に速やかに通知しなければならないが、可否の理由を本人に明らかにする義務を負わない。但し、HCTC 委員会が必要と認めた場合には、HCTC 委員会委員長、またはその代理の者が、認定取得のために改善すべき点などを申請者に助言することができる。

■ 第 5 章 認定資格の更新

第 10 条(認定の有効期間と更新)

- 1 認定 HCTC、および専門 HCTC の有効期間は、認定を受けた日から 5 年間とする。
- 2 認定 HCTC、専門 HCTC は資格の継続を希望する場合、資格取得後 5 年ごとに更新の手続きを取る必要がある。
- 3 前項に定める資格更新の手続き・方法については、HCTC 委員会が別にこれを定める。
- 4 妊娠・出産・育児・介護・長期療養・海外居住などの他、HCTC 委員会が妥当と認めた理由により、所定の期間内に認定更新手続きができなかったとき、HCTC 委員会は認定更新手続きを猶予する措置を取ることができる。

第 11 条(認定資格の喪失)

- 1 認定 HCTC、専門 HCTC は、以下に掲げる事由に該当するとき資格を喪失する。
 - 1) 本学会の会員でなくなったとき
 - 2) 認定を有する本人が認定の取り消しを書面により申し出たとき
 - 3) 認定の更新手続きを行なわなかったとき
 - 4) 本学会の理事会が認定 HCTC、専門 HCTC としてふさわしくないと認めたとき
- 2 前項第 4 号の事由により認定資格を取り消す場合には、本学会の理事会は、事前に本人に弁明する機会を与えなければならない。

■ 第 6 章 細則および規則の改正と廃止

第 12 条(細則)

この規則に定める事項のほか、認定 HCTC、及び専門 HCTC の認定に関し必要な事項、この規則を施行するために必要な事項は別に細則として定める。

第 13 条(規則の改正と廃止)

- 1 この規則の改正は HCTC 委員会委員長または HCTC 委員会の過半数の委員からの提案があれば立案することが可能であり、理事長及び理事会の議決を受けて決定する。
- 2 この規則は、理事長及び理事会の議決があれば廃止できる。
- 3 この規則および細則以外に必要な事項や疑義が生じ、迅速な対応が必要な場合、HCTC 委員会委員長は規則を一時的に改正することができる。ただし、その場合、委員長は理事長および理事会へ事後報告する必要がある。
- 4 この規則の改正と廃止に関して、HCTC 委員会および理事会によって決定された事項は速やかに本学会ウェブページ等に掲載し、会員に通告する。

■ 第 7 章 附則

第 14 条(規則の施行)

- 1 本規則の第一回改定は 2017 年 4 月 28 日より実施する。
- 2 本規則の第二回改定は 2019 年 4 月 1 日より実施する。
- 3 本規則の第三回改定は 2020 年 10 月 1 日より実施する。
- 4 本規則の第四回改定は 2022 年 10 月 1 日より実施する。